

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 臨時代理した事項

(1) 制定した規則

川崎市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(2) 内容

川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第7条の規定に基づき、同条例第2条に規定する教育職員の業務量の適切な管理等に関し、必要な事項を定めるもの

(3) 施行期日

公布の日（令和2年6月22日）

2 臨時代理を行った日

令和2年6月18日

3 臨時代理を行った理由

令和2年第4回川崎市議会定例会において可決された川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例が同年6月22日に公布、施行されることに伴い、この規則もまた同日から施行する必要があるため

(参考) 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条各号に規定する事務について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の委員会会議に報告し、その承認を受けなければならない。

川崎市教育委員会規則第9号

川崎市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則をここに公布する。

令和2年6月22日

川崎市教育委員会

教育長 小 田 嶋 満

川崎市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年川崎市条例第59号）第7条の規定に基づき、同条例第2条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の業務量の適切な管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務量の適切な管理)

第2条 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年川崎市条例第30号）第7条第1項に規定する休日以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1箇月について45時間以内

(2) 1年度について360時間以内

2 教育委員会は、児童及び生徒に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1 箇月について100時間未満
 - (2) 1 年度について720時間以内
 - (3) 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1 箇月当たりの平均時間について80時間以内
 - (4) 1 年度のうち1 箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6 箇月以内
- (委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。